

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第一条、第三条、第四条関係）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手 続
一 ～ 三	（省 略）
四	関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項、第八項若しくは第十項の規定による報告、同条第十一項の規定による書面の提出、同条第十二項の規定による入港届の提出又は同条第十四項の規定による報告
五	関税法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届の提出又は同条第五項の規定による報告
六 ～ 一〇	（省 略）
一一	関税法第二十条第一項（不開港への出入）の規定による許可の申請、同条第二項の規定による届出又は同条第四項の規定による報告

番号	手 続
一 ～ 三	同 上
四	関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項、第八項若しくは第十項の規定による報告、同条第十一項の規定による書面の提出又は同条第十二項の規定による入港届の提出
五	関税法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による入港届の提出
六 ～ 一〇	同 上
一一	関税法第二十条第一項（不開港への出入）の規定による許可の申請又は同条第二項の規定による届出

